議案第８０号

小田原文学館条例の一部を改正する条例

［改正理由］

受益と負担の適正化の観点から文学館の観覧料の額を引き上げるため改正する。

［内　　容］

文学館の観覧料の額を次のように引き上げることとする。（別表関係）

（１人につき）

区　　分		改　正　後	改　正　前
個人	一般	円 ３００	円 ２５０
	小学生及び中学生	１５０	１００
団体	一般	２００	１８０
	小学生及び中学生	１００	７０

［適　　用］

令和 ９ 年 ４ 月 １ 日